

## 令和4年度第1回京都市子ども若者はぐくみ局指定管理者選定委員会摘録

日 時：令和4年7月20日（水）9時30分～12時00分

場 所：保健福祉局会議室（井門ビル4階）

出席者：大東委員、鈴木委員、毛利委員、矢野委員

事務局：原監査担当部長、伴児童施設監査指導課長、田中課長補佐（はぐくみ創造推進室）

事業所管課：【児童館】大野放課後児童育成担当課長、櫻井担当係長、森田担当（育成推進課）

【児童療育C】寺山子育て世代包括支援担当課長、大背戸担当係長、黒田担当（子ども家庭支援課）

【青少年C】長澤青少年育成係長、小野寺担当（育成推進課）

梁川企画係長、萩原担当係長（子ども家庭支援課）

原 部 長 （開会の挨拶）

伴 課 長 引き続き、事務局で委員会の進行を務めさせていただきます。  
本日の会議につきましては、公開とし、事前に広報発表させていただきますので、ご承知おきください。

まず、会議の成立についてご報告致します。

京都市子ども若者はぐくみ局指定管理者選定委員会設置要綱第5条第3項により、「委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。」と規定されておりますが、本日、委員5名中4名にご出席いただいておりますので、会議が成立していることを報告いたします。

本日は、今年度最初の開催であり、新たに1名の方に委員にご就任いただいておりますので、委員の皆様のご紹介をさせていただきます。恐れ入りますが、大東委員から席順に従いまして、簡単に自己紹介をお願いいたします。

（大東委員長、鈴木委員、矢野委員、毛利委員の順で自己紹介）

伴 課 長 どうもありがとうございました。

昨年度から引き続き委員に就任されておられます禹委員は、本日は所用のため御欠席されております。禹委員からは、募集要項等について事前に御意見をいただいておりますので、後ほど御紹介させていただきます。

また、改めて当委員会の委員長・副委員長を御確認させていただきます。委員長は大東貢生委員でございます。次に副委員長は鈴木百世委員でございます。

続きまして、事務局の職員の紹介に移ります。

(事務局、事業所管課の順に紹介)

今年度はこの体制で委員会を運営させていただきますので、御協力よろしくお願ひ申し上げます。

それでは、これからの進行は大東委員長にお願ひしたいと思います。大東委員長よろしくお願ひいたします。

大東委員長　それでは、はじめに、次第2「子ども若者はぐくみ局 指定管理者選定委員会指定候補者審査指針について」事務局から説明願ひます。

伴　課　長　子ども若者はぐくみ局指定管理者選定委員会指定候補者審査指針をご覧ください。

この、局審査指針は、京都市公の施設の指定管理者制度運用基本指針を踏まえ、子ども若者はぐくみ局所管の公設民営施設の指定候補者を選定するに当たり、標準的な審査の方法を定めたものでございます。

今年度から新たに就任された委員もおられますので、全体の概要について説明させていただきます。

審査指針の1ページ目をご覧ください。

「1 位置付け」は先ほどご説明したとおりですので、省略します。

「2 公募・非公募」についてですが、原則として指定管理者は公募することとしております。例外的に非公募とするのは、資料(1)(2)に記載している施設となります。なお、今年度予定の施設はすべて公募により選定を行います。

「3 審査項目及び審査基準」ですが、76ページの「(別表)評価シート」をご覧ください。審査項目としては、大項目として、「運営実績」と「事業計画」に大別し、個別の審査項目としては、合計36項目ございます。申請団体からは、審査項目ごとに具体的な取組状況などが記載された資料が提出されますので、審査基準に照らし、2点、1点、0点のいずれかを選択いただきます。各項目には、係数を設定することとしており、各項目の評価点に係数を掛けて、得点と致します。係数は、その重要度に応じて1から3まで設定することができます。

ご覧の局審査指針では「係数」の欄を空白としておりますが、

公募する際の募集要項ではこの欄に数値を入れた形で公募することになります。具体的な内容については、募集要項の説明の際に改めて説明させていただきます。

資料の2ページにお戻りください。上段に記載しておりますのは、本市の外郭団体や現指定管理者については、公平性を期すための措置について記載しております。

当委員会に関連するものとしては、(2)の現指定管理者についてでございます。現指定管理者について、施設の管理運営が適正に行われなかった場合等において、審査項目6「同種施設における事故及び不祥事」において減点対象となるのですが、通常は過去2年間の状況で判断するところ、現指定管理者については、指定管理期間中の状況について審査します。

例えば、児童館については、指定管理期間を5年間としていることから、5年間遡って事故及び不祥事が無かったかを審査することとなります。

次に、2ページの中段、「4 競合した場合の審査方法」についてでございます。3ページの「5 競合のない場合及び非公募の場合の審査方法」も合わせてご覧ください。競合した場合とそうでない場合で審査方法を変えております。

まず、「(1)書類審査」についてでございます。審査は委員自ら行っていただきます。また、競合した場合は匿名審査とし、競合のない場合は実名審査と致します。

評価点の採点については、「一定の水準を満たしており評価できる」場合を2点とし、そこから減点方式により採点いただきます。各点数の基本的な考え方はウの(ア)～(ウ)に記載されたとおりです。なお、各審査項目は委員の評価点の平均点により決定します。

係数については、先ほど説明したとおりです。

3ページに移りまして、価格点については、青少年関係施設に限って運用することとしております。価格点の導入についての考え方につきましては、本日の最後に、今後の制度の運用の参考とするため、御意見を伺う予定です。

次に「(2)プレゼンテーション審査及びヒアリング審査」についてでございます。競合した場合は、プレゼンテーションとヒアリングを実施し、その点も考慮した形で採点していただきます。

次に4ページ「6 指定候補者の選定」についてでございます。

「(1) 合計得点」について、各小項目の係数を乗じた得点の合計に、価格点の点数を加えた得点を合計点としております。

また、「(2) 市内中小企業及び市内に本拠を置く団体並びに地域住民が主体となった団体への加算」についてですが、これらの団体については、3%又は6%の加算を行うこととしております。

これは、京都市公契約基本条例を踏まえ、市内の中小企業への発注機会を増大させることや、地域に密着した施設の運営といった地域住民の活動に対する評価として加算するものでございます。

次に「(3) 選定方法」についてですが、合計点の最も高い団体を指定候補者として選定することを規定しております。

また、同点の場合の取扱い、合計得点が著しく低いと判断される場合や、特に重要と考えられる項目の評価点が0点の場合は、指定候補者として選定しないことができる旨規定しております。

次に、「7」で、審査結果の公表について規定し、「8 局審査指針の改廃」において、本指針の改廃については、委員会の意見を聞かなければならない旨規定しております。

説明は以上でございます。

大東委員長     それでは、ただ今の説明について、御質問がありましたらよろしくお願いたします。

● ● 委員     附則に令和4年7月1日改正とあるが改正内容は何ですか。

原部長     京都市全体として、読点を「,」から「、」に一括で改正したものです。

● ● 委員     評価点を決める「一定の水準」とはどのようなものでしょうか。

伴課長     評価シートの審査基準を満たしているかどうかで審査させていただきます。

● ● 委員 提出書類の内容が実態どおりか確認しないのですか。

伴 課 長 行政による監査が行われる団体については、毎年の監査で運営状況を確認しています。

● ● 委員 提出書類そのものは検証していないのですか。

伴 課 長 検証していません。

● ● 委員 審査基準は「ふわっとしている」印象を受けます。

伴 課 長 委員の判断が入るところなので、評価点については平均点としています。委員の間で点数の乖離がある場合は、意見交換していただく機会を設けております。

● ● 委員 価格点は10点満点でも全体の10%しかウエイトがありません。自分が応募する立場なら無視します。配点は見直しているのでしょうか。

原 部 長 これまで価格点の配点に関する御意見がなかったため、配点の見直しに係る議論はしていません。

大 東 委 員 長 他に意見がないようでしたら、今年度の選定は、ただいま説明がありました審査指針に沿って行うこととします。

それでは、引き続き本日の議事に移らせていただきます。

本日は、次第3(1)「指定管理者募集要項等について」の審議を行うとともに、次第3(2)「指定管理者の選定に係る価格点の取扱いについて」皆様の御意見をお聴きします。

限られた時間の中での審議となりますので、進行に御協力いただけますと幸いです

それでは、事務局から説明をお願いします。

伴 課 長 委員長からもございましたが、本日の審議は「指定管理者募集要項等について」ご審議いただいた後、「指定管理者の選定に係る価格点の取扱いについて」御意見を頂戴したいと思っております

ます。

それでは、最初に「令和4年度京都市児童館指定管理者募集要項」に基づき、説明いたします。

それでは京都市児童館指定管理者募集要項をご覧ください。

まず、初めに事務局から、募集要項の概要について説明させていただきます。

施設、業務の概要及び運営に係る基本的事項、重要性が高く係数を2以上にした審査項目等につきましては、後ほど、所管課である育成推進課から説明させていただきます。

まずは、1ページを御覧ください。項目1は、「申請の資格」です。この項目には、市全体の統一的な取扱いを定めた「市基本指針」における申請資格をもとに、(1)から(6)まで基本的な申請資格を記載しております。(2)の刑法第96条の6は競売等妨害、第198条は贈賄の条文でございます。

項目2は、「選定の手順」です。本委員会で御審議いただいた後、7月29日(金)に報道機関向けに募集要項の広報発表を行い、配付を開始します。質疑対応の期間を設け、8月23日(火)から8月29日(月)まで、申請書類の受付を行います。

その後、委員の皆様による書類審査や必要に応じて行うプレゼンテーション審査等を実施し、指定候補者を選定するスケジュールになっております。

2ページをご覧ください。

項目3は、「申請手続」です。先ほど説明しました質疑受付及び回答方法の取扱いや、団体からの申請書類提出に当たっての、取扱い、留意事項等を記載しております。

続きまして、3ページになります。項目4は、「指定候補者の選定等」です。指定候補者の選定方法や指定候補者選定後の、本市と指定候補者における手続き等を記載しております。指定候補者の選定方法、審査結通知後に仮協定書の締結や市会の議決等が必要なことなどを記載しております。

次に項目5「運営に係る基本的事項」を御覧ください。本市からの物品貸与、施設を修繕する際の費用負担について記載しております。また(3)には、不正のあった場合や、法令や協定書等に違反した場合、指定管理者の業務の停止又は指定の取消しを行う場合があることを記載しております。

5ページを御覧ください。

項目6は、「基本的事項の遵守」です。この要項に定める基本的な事項に反した場合は指定管理者に指定しないことがある旨を記載しています。

項目7、項目8につきましては、児童館の運営に関することとなりますので、後ほど、育成推進課から説明させていただきます。

6ページの項目9は、「運営に係る特記事項」です。新たな指定管理者は、現在の指定管理者が行っている処遇水準を維持するよう記載しています。

項目10は、「指定期間」です。市の基本指針では、原則4年とされているところ、児童館を含む社会福祉施設については、利用者と施設との関係の密接性に応じ、4年から6年で設定できることとしており、児童館については、5年間としています。

7、8ページは、今回選定対象となる児童館、9ページは利用料金、10ページは令和3年度の委託料の実績を掲載しております。

続きまして、11ページから12ページにかけて「提出書類一覧」を掲載しております。

12ページの添付書類は、採点にあたり、様式に記載された内容だけでなく、実際のマニュアル等を見て判断したい場合に閲覧していただくことができます。

続いて、13、14ページの「審査項目及び審査基準」を御覧ください。局審査指針に基づき審査項目36項目と、各項目の係数を記載しております。

係数につきましては、局審査指針に基づき「小項目ごとに、各審査項目の重要度に応じて1から3までの係数を設定する」としており、重要度が高い審査項目の係数を2以上としております。

それでは、各審査項目について説明いたします。

13ページの審査項目1「団体の運営実績」を御覧ください。この項目は、団体全体の運営実績を審議する項目です。当該事業を運営するために、必要な事業実績があるかどうかを基準としています。

審査項目2は「組織内連携」です。役員会、本部、事業所間の連携について審議する項目です。

審査項目3、4は、「監査指摘状況及び指摘に対する改善状況」

です。過去2年間において監査等での重大な指摘事項の有無を基準にしています。

審査項目5は「団体全体における事故及び不祥事」です。令和2年度以降、団体全体における重大な事故及び不祥事の発生状況の有無や十分な再発防止策を講じているかを審議します。

審査項目6は「同種施設における事故及び不祥事」です。先ほどと同様に令和2年度以降、今回募集する施設と同種における重大な事故及び不祥事の発生状況について、審議する項目です。重大な事故や不祥事の発生状況の有無や十分な再発防止策を講じているかを基準にしています。なお、現指定管理者については、現在の指定管理期間中の状況について、審議します。

審査項目7は「コンプライアンスの推進」です。コンプライアンスに対する基本的な考え方及び具体的な取組内容について、審議します。

審査項目8は「管理者の責任とリーダーシップ」です。団体の管理者としての役割と責任に対する基本的な考え方及び具体的な取組内容について審議します。

審査項目9は「資金収支及び事業活動の収支」です。団体全体の収支状況を審議します。令和2年度、3年度の収支が赤字になっているかどうかを基準にしています。

審査項目10は「借入金の状況」です。団体全体の借入状況について、審議する項目です。借入金の有無や償還状況を基準にしています。

審査項目11は「外部評価」です。第三者評価等の外部評価の受診について、審議します。児童福祉関連事業、社会福祉関連事業について、第三者評価を受診し、評価結果を公表しているかを基準にしています。

審査項目12は「苦情解決」です。令和2年度以降における苦情解決の状況について、審議します。苦情があった際の対応状況を基準にしています。

審査項目13は「応募施設の運営理念等」です。応募施設の運営理念を審議します。なお、当該施設に係る本市重点施策や新たな法律・条例等時事的な課題に対する申請団体の運営理念や方針について評価します。

審査項目14は「地域交流」です。地域住民及び地域関係機関等との交流・連携に関する基本的な考え方と特に力を入れて取

り組みたいと考えている事項について、審議します。

審査項目15は「利用者の尊重」です。「人権の尊重」、「守秘義務」、「個人情報保護」、「説明責任」についての基本的な考え方と特に力を入れて取り組んでいる事項について審議します。この審査項目についても児童館に係る本市重点施策や新たな法律・条例等昨今の情勢に即した対応についても審議します。

審査項目16は「事業計画の基本的性格」についてです。事業計画の基本的な考え方と特に力を入れて取り組みたいと考えている事項を審議します。また、この項目についても児童館に係る本市重点施策や新たな法律・条例等昨今の情勢に即した対応について審議します。

審査項目17は「情報開示の積極的姿勢」です。団体の概要、サービス内容、事業の運営状況、財務諸表等の情報開示に関する基本的な考え方と特に力を入れて取り組みたいと考えている事項について審議します。

審査項目18は「利用者の意見反映」です。「利用者の意見聴取とその反映方法」及び「苦情解決体制」に関する基本的な考え方と取組内容について審議します。

審査項目19は「サービスの質の確保・向上」です。サービスの質の確保・向上に関する基本的な考え方と特に力を入れて取り組みたいと考えている事項及び取組内容について審議します。

審査項目20は「建物・設備の保守点検」です。建物の維持管理業務に関する基本的な考え方、具体的に取り組みたいと考えている事項及び取組内容について審議します。

審査項目21は「職員の配置計画」です。職員配置予定について審議します。

審査項目22は「職員の人事考課」です。職員の人事考課に関する基本的な考え方及び取組内容について、審議します。

審査項目23は「職員の人材育成」です。職員の人材育成の考え方、職員に対する研修、人材育成の取組について審議します。

審査項目24は「人材育成への貢献」です。実習生の受入れについて、基本的な考え方及び具体的に取り組みたいと考えている事項、取組内容、実習生受入れの実績について、審議します。

審査項目25は「運営の健全性」です。サービスの質の確保と経営の効率性のバランスについて、基本的な考え方及び取組内

容を審議します。

審査項目 26～28 は「資金計画、資金収支見通し、運転資金の確保」です。指定期間内の収支計画等について、審議します。事業計画との整合性の有無、収支見通しや運転資金を確保しているかを基準にしています。

審査項目 29 は「内部牽制体制」です。経費執行について、内部牽制体制に不十分な点がないかどうかを基準にしています。

審査項目 30 は「市内中小企業の活用」です。指定管理業務の一部を再委託する場合において、市内中小企業への発注に対する考え方や実施状況について、審議します。

審査項目 31 は「事故防止」です。事故防止に係る研修・訓練体制等及び取組について、審議します。

審査項目 32 は「緊急時の対応」です。緊急時の体制、緊急時の対応についての取組内容について、審議します。

審査項目 33 は「感染症等の対応」です。感染症や食中毒の予防に係る研修・訓練体制等及び予防に向けて取り組んでいることを審議します。

なお、本項目の様式において、昨今の新型コロナウイルスの感染状況を踏まえ、インフルエンザやノルウイルス等を含めた共通の対策と各感染症で特に注意している事項を記載することを求めています。

審査項目 34 は「衛生管理」です。施設内の物品等の衛生管理対策及び取組内容について審議します。

審査項目 35 は「災害対策」です。非常災害時の対応に係る研修・訓練体制等及び非常災害時の対応に関して現在取り組んでいる状況を審議します。

審査項目 36 は「団体の PR」です。1～35 の審査項目以外に団体が PR したいことを審議しますが、競合とならない場合は、審査対象外となります。

以上が各審査項目の審査基準の概要となります。

次のページ以降には、申請書類、各審査項目に対応する様式を添付しております。

作成に当たっては、公募する施設は匿名で書類作成を行うこと、それぞれの項目については取組内容等を具体的に記載し、別紙参照とはしないこと等に留意して記入することとしております。

以上で、事務局からの説明を終わります。

引き続き、育成推進課からご説明させていただきます。

大野課長 それでは、児童館に係る指定管理者の募集要項について、説明させていただきます。

まず、今回、募集します児童館の概要でございます。

資料7ページ、「別表1 児童館一覧」に記載しております京都市上京児童館ほか8館につきまして、募集を実施いたします。

こちらに、施設の「名称」「所在地」「設置年月」などの基本的な事項につきまして、記載しております。

この表中の「学童クラブ登録児童数」につきましては、令和4年4月現在の登録児童数を暫定値として掲載しております。

次に、具体的な内容に関する説明に移らせていただきます。

資料5ページ、「8 業務の概要及び運営に係る基本事項」をご覧ください。

まず、「(1) 業務の概要」でございますが、「ア」にありますとおり、児童厚生施設として、0才～18才までの児童とその保護者などを対象に、「健全な遊びの場所の提供」などの事業を実施していただくとともに、小学校の放課後留守家庭の児童を対象に「学童クラブ事業」を実施していただきます。また、「学童クラブ事業」の利用許可に関する業務、施設の維持管理業務を実施していただきます。

次に、「イ」についてでございますが、学童クラブ事業の実施に当たっては、「京都市児童福祉法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例」に基づいて、事業を実施する旨を記載しております。

また、この基準条例において、児童1人当たり概ね1.65㎡以上の専有面積の確保を定めております。

このため、今後、学童クラブの登録児童数の増加により、児童1人当たりの面積基準を満たさなくなった場合に、施設外クラスとして運営を実施していただくことがある旨を記載しております。

次に、「(2) 開館日」ですが、祝日、年末年始を除く、月曜日～土曜日としております。

また、「(3) 開館時間」につきましては、午前10時～午後6時30分まで、土曜日と小学校の長期休業中は午前8時からの

開館としております。

次に「(4) 職員配置」についてです。

まず、「ア」にありますとおり、児童館長を配置することを定めております。

次に、「イ」で示しております設備及び運営に関する基準において、利用する児童の数おおむね40名ごとの児童の集団で運営するとともに、児童の集団ごとに2名以上の職員を配置し、うち1名は放課後児童支援員の有資格者を配置することを定めております。

例えば、利用する児童が80名の場合は、40名のクラスを2クラス編成していただき、そこに従事する職員は4名以上の配置とし、うち2名は放課後児童支援員の有資格者を配置してもらうこととなります。

また、学童クラブ事業以外の事業につきましては、「ウ」にありますように、「児童の遊びを指導する者の資格」を有する職員の配置が必要です。

次に、資料6ページ「(5) 保護者負担金」につきましては、学童クラブ事業に係る利用料金を保護者から徴収していただくとともに、教材費や学童クラブ事業で提供するおやつ代等の実費を徴収していただきます。

なお、今年度からは、応募される事業者にとって、利用料金の設定手続きがより明確になるよう、資料9ページの「別表2」「別表3」のとおり、利用料金表を資料として追加しております。

次に、「(6) 指定管理者の収入」につきましては、保護者負担金と本市からの委託料を指定管理者の収入とします。

また、「(7) 指定管理者への委託料」につきましては、本市の定めた基準により支払うこととします。なお、資料10ページ「別表4 令和3年度委託料積算内訳」に、募集を行う9館の令和3年度委託料の実績を掲載しております。

「(8) 消費税及び事業所税」につきましては、非課税となっております。

また、「(9) その他」におきましては、条例等が改正された場合には、改正後の条例等に基づいて、事業を実施していただく旨を定めております。

今回、募集する児童館の指定期間は、令和5年4月1日から令和10年3月31日までの5年間でございます。

続きまして、審査項目及び審査基準についてになりますが、資料13ページ・14ページの「別紙2」に、小項目として36の審査項目を挙げております。そのうち、当課において係数を2としている項目につきまして、設定した理由を説明させていただきます。

まず、項目1「団体の運営実績」は、安定した事業運営に必要な事業実績があるかなど、団体の施設運営の状況を審査する上で重要と考えられるため、係数を2にしています。

次に、項目5「団体全体における事故及び不祥事」は、これまでの不祥事や重大な事故の有無等、申請団体の状況を審査するうえで重要と考えられる項目であることから、係数を2にしています。

次に、項目7「コンプライアンスの推進」は、申請団体の取組内容を評価する項目として重要と考えられるので、係数を2にしています。

次に、項目9「資金収支及び事業活動収支の状況」は、財政上健全な経営が行われているかなど団体運営の根幹となることを審査する重要項目であることから、係数を2にしています。

資料14ページに移りまして、項目14「地域交流」は、募集施設である児童館が、子どもと子育て家庭を支援する地域づくりに重要な役割を果たすことを期待しており、応募者の考え方が妥当かどうかを審査する上で重要と考えられるため、係数を2にしています。

次に、項目16「事業計画の基本的性格」は、募集施設の具体的な事業計画に係る項目であり、児童館につきましては、本市の「児童館活動指針」を踏まえた計画となっているかなどを審査する上で重要であると考えているため、係数を2にしています。

次に、項目18「利用者の意見反映」、項目19「サービスの質の確保、向上」、項目23「職員の人材育成」は、利用者にとって、より良いサービスを提供するうえで重要と考えられるので、係数を2にしています。

また、項目31「事故防止」から項目35「災害対策」の5項目につきましては、施設の危機・安全管理に係る項目であり、災害弱者である児童や働く職員等の人命に関わる重要項目であることから、係数を2にしています。これらの項目について、適切な取組が行われているということは、ひいては、サービスの質の

確保、向上にもつながると考えております。

さらに、項目36「団体のPR」につきましても、他の審査項目で記載できない内容、団体の特色や熱意等を審査する項目であることから、係数を2にしています。

ただし、「団体のPR」につきましては、競合した場合、各申請団体の個別の特色等を審査するうえで有効な項目となりますが、競合しなかった場合は、あえて個別の特色等を審査する必要性が低く、審査項目から除外することとしております。

ただいまの説明にありました15項目以外につきましては、全て係数を1としております。

児童館の業務の概要をはじめとした説明につきましては、以上でございます。

大東委員長　それでは、ただ今の説明について、御質問や御意見等を受け付けたいと思います。

まず初めに、本日御欠席されている●●委員の意見について事務局から紹介をお願いします。

伴課長　本日御欠席の●●委員から御意見をいただいておりますので御紹介いたします。

御意見は、新型コロナウイルス感染症に関連する内容で、新型コロナウイルス感染症やその他の感染症について、過去3年間のクラスターの発生状況を質問してはいかがでしょうか、という内容です。

事務局といたしましても、募集要項67ページの「感染症等の対応」の項目の中に、過去3年間のクラスターの発生状況と、発生していた場合の対応状況を記載するよう求めたいと考えています。また、記入欄が小さくならないように工夫したいと思います。

●●委員　審査基準7「コンプライアンスの推進」は、具体的な事例があると審査しやすいと思います。

●●委員　具体的な事例は様式7で確認できます。労働関係法令は遵守されているか、子どもの心理に寄り添っているか、子どもの人権が守られているかなど、施設の特性に沿ったコンプライアンスの推進が行われているかの確認が重要です。児童療育センター

の様式には「ハラスメントの防止」が含まれていますが、児童館は入れないのですか。

大野課長 御意見を参考に検討します。

● ● 委員 様式22は、人事考課を職員配置に活用しているかを確認してはどうでしょうか。また、人事考課基準を定めている場合は提出を求めていますか。

伴課長 様式22の「基本的な考え方」に追記します。

● ● 委員 ● ●委員の意見にもあるが、新型コロナウイルス感染症はクラスターの発生状況とともに、どのように対応したのかが重要なので、その記載を求めていますか。

● ● 委員 クラスターが発生したこと自体が問題ではないことが伝わる表現にしていきたいと思います。

● ● 委員 書類は手書きなのですか。

伴課長 Wordで作成されますが、過去の委員会で、枠が小さいと応募者に少ししか記載しなくていいと受け止められかねないとの意見があったため、枠を大きくするよう工夫したいと思います。

● ● 委員 質問の期間が設定されていますが、回答に対する更問はできますか。

伴課長 これまで更問の要望はありませんでした。

● ● 委員 更問をできないことで門戸を狭めていませんか。

● ● 委員 行政の募集は、質問の機会が1回であることが多いです。公平に実施するには、どこかで区切る必要があります。質問の機会を増やすと事務局の負担も増えます。十分に余裕を持ったスケジュールであれば1回でもいいのではないのでしょうか。

大野課長 所管課として、現在のスケジュールに、さらに質問回答の機会を設定することは難しいです。

● ● 委員 7/29～8/5 の1週間では新規参入の事業者には厳しいのではないのでしょうか。青少年活動センターに合わせて8/10までにできないですか。

大野課長 可能です。

● ● 委員 回答は個別に行うのですか。

伴課長 質問と回答を一覧にまとめ公表しています。

● ● 委員 様式19は、昨年度も記載内容にばらつきがありました。13～18の記載を踏まえた上で、どのようなサービスを向上するのか記載していただきたいと考えます。

伴課長 承知いたしました。様式の記入欄等については、一度事務局で案を作成し、委員の皆様にご確認していただくようにいたします。

大東委員長 他に意見がないようですので、事務局から修正事項について報告してください。

伴課長 事務局から委員の皆様から出された修正意見について報告致します。

修正が必要な箇所として、

P.1の質問受付期間を10日までとし、回答を12日からとします。

P.29のコンプライアンスの推進について、労働関係法令の遵守、子どもの権利擁護、ハラスメントの防止についても記載を求めます。

P.49のサービス向上について、13～18の記述を踏まえた記載を求めます。

P.53の職員の人事考課について、職員配置への活用の記載、人事考課基準の提出を求めます。

P.67 の感染症の対応について、新型コロナウイルス感染症のクラスターの発生状況と対応状況の記載を求めます。

これらについては、児童館、児童療育センター、青少年活動センターに共通する事項ですので合わせて修正します。修正案を事務局で作成し、委員に御確認いただきます。

大東委員長 この案件につきましては、事務局からの報告どおり修正することよろしいでしょうか。

委員全員 (異議なし)

大東委員長 それでは、事務局の報告どおり修正するよう本委員会として意見を付すこととします。

続きまして、「令和4年度京都市障害児通所支援所指定管理者募集要項」について審議します。

それでは、事務局から説明をお願いします。

伴課長 それでは京都市障害児通所支援事業所指定管理者募集要項をご覧ください。

まず、初めに事務局から、募集要項の概要について説明させていただきます。

施設、業務の概要及び運営に係る基本的事項、重要性が高く係数を2以上にした審査項目等につきましては、後ほど、所管課である子ども家庭支援課から説明させていただきます。

まずは、1ページを御覧ください。項目1は、「対象施設の概要」です。児童療育センターは、実施する場所及び事業によって「施設1」と「施設2」に分けられ、個別に指定管理者を募集します。

項目2の「応募資格」、項目3の「選定の手順」、2ページの項目4「応募手続」、4ページの項目5「指定候補者の選定等」、5ページの項目6「運営に係る基本的事項」、項目7「基本的事項の遵守」につきましては、先ほど説明しました児童館と同様でございますので説明を割愛させていただきます。

5ページの項目8につきましては、児童療育センターの運営に関することとなりますので、後ほど、子ども家庭支援課から説明させていただきます。

6 ページの項目 9 は、「その他特記事項」です。新たな指定管理者は、現在の指定管理者が行っている処遇水準を維持すること、また、9 ページの別表 2 のとおり共用部分の維持管理の取扱いについて記載しています。

7 ページにお戻りいただきまして、項目 10 は、「指定期間」です。市の基本指針の原則のとおり、4 年間としています。8 ページは、施設の概要、令和 3 年度の収支の実績を掲載しております。

続きまして、10 ページから 12 ページにかけて「提出書類一覧」を掲載しております。

続いて、13、14 ページの「審査項目及び審査基準」につきましては、先ほど説明した児童館と同様ですので説明を割愛させていただきます。

15 ページ以降には、申請書類、各審査項目に対応する様式を添付しております。

以上で、事務局からの説明を終わります。

引き続き、子ども家庭支援課からご説明させていただきます。

寺山課長 それでは、説明させていただきます。

まず、今回、募集します京都市児童療育センターの概要でございます。

資料 1 ページ、「1 対象施設の概要」に記載しておりますとおり、「旧相談・診療部門スペース以外」（施設 1）と「旧相談・診療部門スペース」部分（施設 2）につきましては、募集を実施いたします。

各施設につきましては、資料 8 ページ、「別表 1」において、施設の「名称」「所在地」「事業及び定員」などの基本的な事項を記載しております。

また、各施設の収支状況として、令和 3 年度の収支額を掲載しております。

次に、具体的内容に関する説明に移らせていただきます。

資料 5 ページ、「8 業務の概要及び運営に係る基本事項」をご覧ください。

まず、「(1) 業務の概要」でございますが、施設 1・2 のそれぞれについて、関係法令を遵守のうえ、「はぐくみ支え合うまち・京都ほほえみプラン」に沿って、下記「ア」「イ」の事業を実施

していただきます。

なお、国において令和3年10月20日に示された、「障害児通所支援の在り方に関する検討会報告書」において、児童発達支援センターや児童発達支援の在り方について、見直しの方向性が示されるなど、令和6年度報酬改定において障害保健福祉制度の見直しが行われる可能性があるため、制度見直しがあった場合は、本市との協議の上、当該見直しに対応できるよう、必要に応じて人員の確保等に努めることとします。

次に、資料6ページ「(2) 開所日」ですが、毎週月曜日から金曜日までの5日間(別表1に掲げる休所日を除く。)を標準としますが、指定管理者からの申し出があった場合は、市長の承認を得たうえで開所日を変更できるものとします。

また、「(3) 開館時間」につきましては、午前8時30分から午後5時までを標準としますが、こちらも、指定管理者からの申し出があった場合は、市長の承認を得たうえで開所時間を変更できるものとします。

次に、「(4) 利用定員」についてです。施設1で行われる、福祉型児童発達支援センターの事業については定員40名、施設2で行われる児童発達支援事業については、定員10名とします。

次に、「(5) 職員及び職員数」ですが、「京都市児童福祉法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例」に定める基準以上の人員を配置することとします。

次に、「(6) 利用者負担金」につきましては、障害児通所支援事業の自己負担分を保護者から徴収していただくとともに、食費等の実費を徴収していただきます。

次に、「(7) 指定管理者の収入」につきましては、障害児通所給付費等及び利用者負担金の両方を、指定管理者の収入とします。

その他本市が独自に行う事業の対象者に対して行う事業については、別に定める基準に基づき支払う措置費等を指定管理者の収入とします。

また、施設1においては、別に定める基準に基づき支弁する委託料を指定管理者の収入とします。ただし、委託料は別に定める基準に基づいて算定し、本市と指定候補者との協議のうえ、確定することとなります。

「(8) 消費税及び事業所税」につきましては、非課税となっております。

今回、募集する児童館の指定期間は、令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間でございます。

続きまして、審査項目及び審査基準についてになりますが、資料13ページ・14ページの「別紙2」に、小項目として36の審査項目を挙げております。そのうち、当課において係数を2としている項目につきましては、設定した理由を説明させていただきます。

まず、項目1「団体の運営実績」は、必要な事業実績があるかなど、団体の施設運営の状況を審査する上で重要と考えられるため、係数を2にしています。

次に、項目5「団体全体における事故及び不祥事」は、これまでの不祥事や重大な事故の有無等、申請団体の状況を審査するうえで重要と考えられる項目であることから、係数を2にしています。

次に、項目7「コンプライアンスの推進」は、申請団体の取組内容を評価する項目として重要と考えられるので、係数を2にしています。

次に、項目9「資金収支及び事業活動収支の状況」は、財政上健全な経営が行われているかなど団体運営の根幹となることを審査する重要項目であることから、係数を2にしています。

資料14ページに移りまして、項目14「地域交流」は、募集施設で行われる児童発達支援が、インクルージョンの推進の理念のもと、移行支援を含め、可能な限り、地域の保育、教育等の支援を受けられるようにしていくとともに、同年代の子どもの仲間作りを図っていく役割を果たすことを期待しており、応募者の考え方が妥当かどうかを審査する上で重要と考えられるため、係数を2にしています。

次に、項目15「利用者の尊重」は、「障害者及び障害児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活または社会生活を営む」といった障害者総合支援法の理念に則り、事業者には利用者の人権を尊重した支援を提供することが求められており、応募者の考え方が妥当かどうかを審査する上で重要と考えられるため、係数を2にしています。

次に、項目16「事業計画の基本的性格」は、募集施設の具体

的な事業計画に係る項目であり、児童療育センターにつきましては、本市の「はぐくみ支え合うまち・京都ほほえみプラン」を踏まえた計画となっているかなどを審査する上で重要であると考えているため、係数を2にしています。

次に、項目18「利用者の意見反映」、項目19「サービスの質の確保、向上」、項目21「職員の配置計画」、項目23「職員の人材育成」は、サービスを行ううえで重要と考えられるので、係数を2にしています。

次に、項目25「運営の健全性」は、サービスの質の確保だけでなく、利用者の受入量確保に向けた取組についても重要と考えられるので、係数を2にしています。

また、項目31「事故防止」から項目35「災害対策」の5項目につきましては、施設の危機・安全管理に係る項目であり、今回の施設をはじめ、高齢者や障害者の施設も含め、災害弱者と言われる方々の施設等の利用者や、職員等の人命に関わる重要項目であることから、係数を2にしています。これらの項目について、適切な取組が行われているということは、ひいては、サービスの質の確保、向上にもつながると考えております。

さらに、項目36「団体のPR」につきましても、他の審査項目で記載できない内容、団体の特色や熱意等を審査する項目であることから、係数を2にしています。

ただし、「団体のPR」につきましては、競合した場合、各申請団体の個別の特色等を審査するうえで有効な項目となりますが、競合しなかった場合は、あえて個別の特色等を審査する必要性が低く、審査項目から除外することとしております。

ただいまの説明にありました18項目以外につきましては、全て係数を1としております。

児童療育センターの業務の概要をはじめとした説明につきましては、以上でございます。

大東委員長     それでは、ただ今の説明について、御質問や御意見等を受け付けたいと思います。

● ● 委員     施設1と施設2の違いは何ですか。

大背戸係長     施設1は、児童発達センターとして、他の施設に対する指導業

務を含みます。施設 2 は個別相談に応じる施設です。

● ● 委員 児童館の修正内容と共通する部分は修正するのですか。

伴 課 長 修正します。

● ● 委員 利用者は子供でもあり障害児でもあるため、虐待のリスクが高いです。そのことに関する取組の記載ができませんか。

伴 課 長 P. 44 の様式 1 5 「利用者の尊重」の項目で、虐待防止の取組の記載を求めます。

● ● 委員 係数は毎回同じですか。

大背戸係長 前回から一部見直しています。

● ● 委員 児童館と係数が異なる箇所がありますが、調整はしないのですか。

伴 課 長 施設によって利用者層や利用形態が異なり、重点を置くポイントも異なるため係数の調整はしていません。

● ● 委員 過去に競合はありましたか。

伴 課 長 前回は競合していません。

大背戸係長 施設 2 は初回に競合しました。

● ● 委員 職員の配置基準はありますか。

大背戸係長 国の指針に基づく配置基準があります。P. 56 の職員配置予定表で確認することとなります。

● ● 委員 応募者の内容が基準を満たしているかは事務局で判断して委員に伝えてください。

伴 課 長 応募内容を評価し仮評価点を入れた資料を委員に送付します。

大東委員長 他に意見がないようでしたら、事務局から修正事項について報告してください。

伴 課 長 (児童館で説明した共通の修正を再説明)  
また、P.44 の様式15「利用者の尊重」の項目で、虐待防止の取組の記載を求めます。

大東委員長 この案件につきましては、事務局からの報告どおり修正することよろしいでしょうか。

委員全員 (異議なし)

大東委員長 それでは、事務局の報告どおり修正するよう本委員会として意見を付すこととします。

続きまして、「令和4年度京都市青少年活動センター指定管理者募集要項」について審議します。

それでは、事務局から説明をお願いします。

伴 課 長 それでは京都市青少年活動センター指定管理者募集要項をご覧ください。

まず、初めに事務局から、募集要項の概要について説明させていただきます。

施設、業務の概要及び運営に係る基本的事項、重要性が高く係数を2以上にした審査項目等につきましては、後ほど、所管課である育成推進課から説明させていただきます。

まずは、1ページを御覧ください。項目1の「申請の資格」、項目2の「選定の手順」、2ページの項目3「申請手続」、3ページの項目4「指定候補者の選定等」につきましては、先ほど説明しました児童館と同様でございますので説明を割愛させていただきます。

続きまして、4ページの項目5は、「指定期間」です。市の基本指針の原則のとおり、4年間としています。

5ページから6ページにかけて、項目6「対象施設及び管理運

営に関する基本事項」として、施設の概要、開所日、開所時間、委託料の上限額等を記載しております。

続きまして、8ページから9ページにかけて「提出書類一覧」を掲載しております。

10、11ページの「審査項目及び審査基準」につきましては、先ほど説明した児童館と同様ですので説明を割愛させていただきます。

12ページ以降には、申請書類、各審査項目に対応する様式を添付しております。

以上で、事務局からの説明を終わります。

引き続き、育成推進課からご説明させていただきます。

長澤係長 それでは、ご説明させていただきます。

まず、青少年活動センターの概要でございます。

資料5ページ、「6 対象施設及び管理運営に関する基本事項」をご覧ください。本施設は、(1)アにあるとおり、青少年活動センター条例に基づき、青少年の福祉の増進、健全な育成及び自主的な活動の促進を図るため青少年活動を振興するための施設として設置されたものでございます。

「イ 施設の概要」を御覧ください。青少年活動センター7か所を一括して対象施設とします。「所在地」「開設年月」「施設内訳」などの基本的な事項とともに、昨年度の利用者数を記載しております。山科、南以外は、他の公共施設と併設となっており、それぞれのセンターに、会議室、音楽スタジオ、スポーツルームなど、用途にあった施設・設備を備えています。

次に、具体的内容に関する説明でございます。

「(2) 管理運営に関する基本的事項」を御覧ください。まず、「ア 管理運営の方針」において、指定管理者は、本施設の設置目的を達成するために、効果的かつ効率的な業務を行うことを定めています。

次に、「イ 開所日」について、毎週水曜日並びに1月1日から同3日まで及び12月29日から同31日までを除き、毎日開所することとしております。

また、「ウ 開所時間」について、午前10時から午後9時までとし、休日・祝日は午前10時から午後6時までとしております。

「エ 使用料」について、施設利用者から徴収する使用料は、本市の歳入とします。

「オ 指定管理料の上限額」について、概算額として1年間当たり、3億3,229万4千円、4年総額で13億2,917万6千円としています。

「カ 指定管理委託費決算額」について、これまでの決算額を記載しています。

「オ」と「カ」を比較しますと、次年度以降の指定管理料が、減額となっています。減額理由でございますが、令和2年度の京都市子ども・若者支援地域協議会の廃止に伴い「子ども・若者指定支援機関業務」を仕様書から削除したことによるものです。

「キ 業務の概要」については、条例第2条に規定する事業の実施に係る業務等、記載の業務を実施していただきます。

具体的には、資料12ページの別紙3-1、3-2、3-3、3-4に記載のとおりです。

「ク 運営に係る特記事項」について、新たな指定管理者は、現在の指定管理者が行っている利用者処遇の水準の維持に努めることとしております。

今回、募集する青少年活動センターの指定期間は、令和5年4月1日から令和9年3月31日までの4年間でございます。

続きまして、10ページの別紙2「審査項目及び審査基準」をご覧ください。小項目として、36の審査項目を挙げております。

そのうち、表の右から2列目の「係数」について、本施設の性質等を考慮し、係数を「2」以上としている項目の設定理由について御説明いたします。

まず、本施設の管理運営に当たっては、魅力的な事業実施・施設運営により、特に青少年の事業参加や施設利用の促進を図ることが、設置目的の達成に重要と考えております。

そのため、申請者の積極的な事業提案に期待することから、「事業計画の基本的性格」の係数を「3」としております。

併せて、これまでの「1 団体の運営実績」につきましても、安定的な施設の運営に当たり、重要な項目であると考えており、係数を「3」としております。

また、地域との連携を通じた青少年の育成も本施設に期待される重要な役割であると考えており、「14 地域交流」も係数

を「3」としております。

その他、15の項目の係数を「2」としております。

それぞれの考え方について、御説明いたします。

「2 組織内連携」は、平成30年度に改正した条例の趣旨を踏まえ、中央と分館の7館が連携して、一体的かつ効果的な政策を実現する必要があることから、重要と考えております。

「5 団体全体における事故及び不祥事」と「7 コンプライアンスの推進」は、コンプライアンスに関連する本市の指針を踏まえ、これまでの不祥事や重大な事故の有無等、申請団体の状況を審査するうえで重要と考えております。

「9 資金収支及び事業活動収支の状況」は、健全な経営が行われているかなど、団体運営の根幹を審査する重要な項目と考えております。

「18 利用者の意見反映」「19 サービスの質の確保、向上」「23 職員の人材育成」は、利用者によりよいサービスを提供するうえで重要と考えております。

「21 職員の配置計画」「26 資金計画」は、施設のより良い運営の基本となる項目であると考えております。

「31 事故防止」から「35 災害対策」までの5項目につきましては、危機管理・安全管理に係る項目であり、災害弱者と言われる方々をはじめ全ての利用者や職員等の人命に関わるため、重要であると考えております。

「36 団体のPR」につきましては、競合した場合、各申請団体の個別の特色等を審査するうえで有効な項目となりますが、競合しなかった場合は、あえて個別の特色等を審査する必要性が低く、審査項目から除外することとしております。

ただ今説明しました18項目以外は、全て係数を1としております。青少年活動センターの説明につきましては、以上でございます。

大東委員長     それでは、ただ今の説明について、御質問や御意見等を受け付けたいと思います。

● ● 委員     P.36の様式2「組織内連携」は、7か所のセンター間の連携ですか。

長 澤 係 長 センター間の連携を想定しています。

● ● 委 員 考え方の確認ですが、昨年度の児童館では係数3を設定しなかった経過がありましたが、今年度の青少年は係数3を設定するのですか。

伴 課 長 昨年度は児童館の地域交流について、係数の御意見がありましたが、昨年度の整理では、その項目だけ3にすると他の項目とのバランスがあるので2としました。これまで、福祉施設の係数は1か2としてきましたが、青少年活動センターではメリハリをつけて設定していると考えられます。係数3が設定できないわけではありません。

● ● 委 員 児童館や児童療育センターは事業の実施内容に対する制限が大きいですが、青少年活動センターは自由度が高いです。その点からも係数3を設定することは理解できます。

● ● 委 員 最低基準点はありますか。

伴 課 長 運営指針で60点と定めています。過去2年間では60点を下回った応募者はありませんでした。

大 東 委 員 長 他に意見がないようでしたら、事務局から修正事項について報告してください。

伴 課 長 (児童館で説明した共通の修正を再説明)

大 東 委 員 長 この案件につきましては、事務局からの報告どおり修正することよろしいでしょうか。

委 員 全 員 (異議なし)

大 東 委 員 長 それでは、事務局の報告どおり修正するよう本委員会として意見を付すこととします。

それでは、最後に、次第3(2)「指定管理者の選定に係る価格点の取扱いについて」御意見をお聴きします。

それでは、事務局から説明をお願いします。

伴 課 長 それでは資料「指定管理者の選定に係る価格点の取扱いについて」の1ページをご覧ください。

「指定管理者の指定に係る価格点の取扱いについて」御説明いたします。

はじめに、子ども若者はぐくみ局においては、所管する公の施設132施設のうち、110施設で指定管理者制度を導入しています。指定管理者制度を導入している施設のうち、指定管理者の選定に当たり価格点を導入している施設は、青少年活動センター7施設のみです。

今後、当局における当制度の運用の参考とするため、選定の方法について御意見を伺います。

「1 指定管理者制度の運用について」ですが、国の見解は、「公共サービスの水準の確保という要請を果たす最も適切なサービスの提供者を、議会の議決を経て指定するものであり、単なる価格競争による入札とは異なる。」と示されています。

「京都市公の施設の指定管理者制度運用基本指針」におきまして、「指定管理者制度の運用に当たっては、「最も効率的な方法によって高品質で満足度の高い市民サービスを安定的に供給する」という市政の基本的な目的に照らして、これまでの本市における民間活力導入における考え方と同様に、経済性や効率性のみならず、市民サービスの向上や行政責任の確保など多角的な観点から検討を行う。」としています。

また、「指定候補者の選定に当たっては、経済性・効率性、市民サービスの向上や行政責任の確保など多角的な観点から検討を行う。具体的には、施設の管理運営の内容を審査する「運営点」と、運営経費を審査する「価格点」の合計が最も高い申請団体を指定候補者に選定することを原則とする。」としています。

2ページをご覧ください。

指定管理者の選定に係る現在の考え方について、今回、選定する指定管理施設を例に施設ごとに記載しています。

まず、児童館等の社会福祉施設の「ア 児童療育センター」につきましても、収入は厚生労働省令で定められる報酬額のうち、障害児の保護者の家計の負担能力に応じた利用者負担金を利用者が負担し、残りが給付費として支給される仕組みとなっております。

ります。

施設の人員配置基準は、条例で定められており、提供するサービスは、利用者個人への直接処遇が中心であることから、給付費等による収入において、サービスの質の向上の取組や運営体制の確保、危機管理や安全管理の取組など、「利用者等に対し、どれだけ満足いただけるサービスの提供をできるか」といった、運営実績や計画等の運営点を評価しており、審査項目に価格点を導入していません。

次に、「イ 児童館」につきましては、収入は指定管理者が利用者から直接徴収する利用料金と、市の定める算定基準に基づいて算定した委託料です。委託料は、人件費相当額と事業費相当額の合計である総事業費から、利用料金相当額を差し引いて算出しています。

児童館につきましても児童療育センターと同様に、指定管理者の選定に当たっては、施設の人員配置基準は条例で定められており、提供するサービスは、利用者個人への直接処遇が中心であることから、委託料算定基準に基づく委託料等による収入において、サービスの質の向上の取組や運営体制の確保、危機管理や安全管理の取組など、「利用者等に対し、どれだけ満足いただけるサービスの提供をできるか」といった、運営実績や計画等の運営点を評価しており、審査項目に価格点を導入していません。

次に、3ページをご覧ください。

青少年活動センターにつきましては、収入は委託料で、過去の実績等を基に本市が人件費及び事業費・管理費を積算した価格の範囲内で、指定管理者が応募した価格となっており、指定管理者の応募価格に応じて縮減が可能となっております。

児童福祉施設等とは異なり、法令等に基づく人員配置基準は定めておらず、委託料についても過去の実績を基に算定したものであることから、指定管理者のノウハウや創意工夫によるサービス向上と運営コスト削減を両立した評価が可能であるため、指定管理者の選定に当たっては、価格点を導入しています。

以上が指定管理者の選定に係る価格点の取扱いについての本市の考え方でございます。

今後の運用の参考とするため、ご意見をお願いいたします。

大東委員長      それでは、ただ今の説明について、御質問や御意見等を受け付

けたいと思います。

- ● 委員 児童館や児童療育センターについても価格点を入れることは考えられますが、その場合、単に経費が安いかどうかだけで判断するのではなく、支出の内容を評価できるようにする必要があります。例えば、運営経費の中で、人材の育成や人事考課にどれくらい使われているかなどを見ていくということです。そのためには、どのような点を評価するのかを決め、それに対応する経費がいくらであるかをわかるようにしたうえで、それを価格点として客観的に評価するための審査基準を作成する必要がありますので、時間がかかると思います。また、応募団体には審査に必要な資料を財務諸表に基づいて作成し、提出してもらう必要があるため、応募書類の作成に係る負担が増えることとなります。
  
- ● 委員 児童館や児童療育センターは、人の配置や事業等に係る経費は、利用者の人権の確保に直結するものと考えるので、価格点が経費の高い、安いだけで決まるのであれば価格点は導入しなくてよいと思います。

青少年活動センターは、コストの抑制が提供するサービスに影響があったとしても、施設の利用者の権利の保護に直結しないと考えられるので問題はないと思います。
  
- ● 委員 青少年活動センターは価格点が導入されているが、そのウェイトが10%であり、価格点を入れている意味がないと思います。審査における価格点の位置付けとウェイトについて工夫が必要ではないかと思います。今回の選定は案どおりで行うとして、今後の検討の端緒として欲しいです。
  
- ● 委員 青少年活動センターについては、応募団体を増やし競争を促すという点では価格点は残すべきですが、ウェイトが大きくなりすぎないほうがよいと考えます。公のサービスについては、運営計画と収支計画がずれていないかという観点が大切であると思います。
  
- ● 委員 価格点の扱いについて考えることは、審査について考えるう

えでも気づきを得られる機会にもなります。今年度選定対象となっている施設について実際に審査をすることによって新たに気付くこともあると思うので、審査後改めて委員の意見を聞きたい。第3回の選定委員会の議題に本件を入れておいて欲しいです。

伴 課 長 ありがとうございます。いただいた御意見等につきましては、今後の指定管理者の選定方法等を検討していくにあたり、参考とさせていただきます。ありがとうございました。

大東委員長 本日の審議は以上で終了でございます。皆様のご協力によりまして、審議を進めることができました。ありがとうございました。  
それでは事務局お願いします。

伴 課 長 委員の皆様、長時間にわたり御審議いただき、誠にありがとうございました。

本日の審議内容を踏まえまして、7月29日から公募等を実施させていただきます。

最後に連絡事項でございます。

まず、本委員会の今後の予定でございます。

今年度は選定対象施設が多いことから、指定候補者の選定に係る委員会を計2回、9月中旬から下旬に行う予定です。具体的には、事務局としましては9月20日（火）と22日（木）を候補日と考えておりますが、改めて日程調整いたします。

また、次回の委員会までに、応募団体から提出された申請書類について、事務局で書類を整理させていただいた上で、皆様に審査書類を送付させていただきます。

なお、送付の時期については9月上旬～中旬を予定しております。

その際、皆様には審査結果を御提出いただくこととなりますが、例年タイトなスケジュールとなることが多く、委員の皆様にはご多忙な中大変恐縮ですが、御協力をお願いいたします。

最後に、委員報酬につきましては、1箇月後を目途に御指定の口座に振込させていただきます。

それでは、これをもちまして第1回京都市子ども若者はぐく

み局指定管理者選定委員会を終了させていただきます。  
委員の皆さま、長時間に渡りありがとうございました。

(終了)